

# 美濃国分寺跡ARアプリケーション制作業務委託仕様書

## 1 目的

国分寺は国家の泰平を願い天平 13 年（741 年）聖武天皇の命により、全国 68 か所に建立された。本市内に築かれた美濃国分寺は、昭和 43 年（1968 年）から発掘調査を始め、伽藍全体が史跡公園として整備されている。

大正 10 年（1921 年）3 月 3 日に国史跡指定を受け、令和 3 年（2021 年）に指定 100 周年を迎えた。節目の年を迎え、改めて美濃国分寺跡の歴史的価値の周知と、歴史公園の更なる活用を図るため、スマートフォン向けARアプリケーション（以下、ARアプリ）の開発を行い、市内にある貴重な歴史資産をアピールし市外からの観光客誘致を狙うとともに、学校教材としても活用し、地域学習の機会を提供することを目指す。

## 2 事業主体

大垣市（以下「市」という。）

## 3 業務委託期間

委託契約締結日から令和 4 年 12 月 30 日（金）までとする。

## 4 上限金額

5,800 千円（消費税及び地方消費税を含む）以内

## 5 業務内容

### (1) スマートフォン向けARアプリの開発

#### ① AR再現機能

- 1) 所定の場所に設置されたマーカー画像をかざすと、ARコンテンツが再生される機能を用意する。
- 2) ARコンテンツの再生は、操作が簡単で誰でも実施できるものとする。
- 3) 現地で利用するコンテンツであるため、当時の様子を楽しみながら美濃国分寺の魅力を感じてもらえる工夫をすること。

#### ② 3DCG再現機能

- 1) 美濃国分寺跡の発掘調査成果や現在分かっている知見などをもとに制作された美濃国分寺3DCGを快適に操作できる機能を用意する。
- 2) iOS13以降、Android7以降のスマートフォン及びタブレットで直感的な操作ができ、だれでも迷わず使用できるインターフェイスを用意する。

3) 再現する3DCGは快適にスマートフォンでの操作が可能なものとし自由に拡大／縮小・回転を行うことができ、様々な角度から美濃国分寺の建物を楽しむことができるようにする。かつより高精細な内容であること。

4) 再現する3DCGは①のARコンテンツと異なり、どこでも楽しめるものとする。

### ③ 紹介動画再生機能

1) 美濃国分寺跡の見どころ情報や魅力について、わかりやすく紹介する動画の再生機能を用意する。

2) 再生する動画は、市との協議の上、受託者が撮影・編集を行う。

### ④ 現地で楽しめる体験機能

1) 美濃国分寺跡歴史公園を訪れた方が楽しめる独自機能を用意する。

2) 具体的にどういった機能とするのかは事業者が狙い、効果、機能の内容について提案を行う。

### ⑤ 記念撮影機能

1) 美濃国分寺跡歴史公園を訪れた方が記念に持ち帰ることができる特別な記念写真を撮影できる機能を用意する。

2) 美濃国分寺跡の時代背景や魅力を楽しむことができるオリジナルフレームを2種作成し、それぞれを記念撮影できるようにする。

### ⑥ ARアプリの利用状況の把握

本アプリの毎月の利用状況をデータで蓄積し、利用成果を把握できる仕組みを開発する。

### ⑦ その他

開発するスマートフォンアプリは、利用者がどこでもダウンロード可能なサイズで制作することを遵守し、現地等で気軽にダウンロードをして楽しめるものにする。

## (2) 美濃国分寺再現CGの制作

① 天平13年(741年)聖武天皇の命により建造された頃の美濃国分寺の3DCGを高精細で制作する。

② 再現する3DCGは、発掘調査の成果や当時の時代背景を考察した建造物の制作、細やかな寺院建築の構造美をリアルなものとする。

③ また3DCGとは別に、設定されたARスポットに行くことができるARコンテンツとしてのCGも4種制作する。

④ ARコンテンツとしてのCGのカットは、美濃国分寺としての魅力を引き出せるカットで当時の様子を再現するものとし、それぞれの内容については提案するこ

と。

- ⑤ 再現する3DCG及びARコンテンツとしてのCGについて、受託者が任意で外部有識者の監修を受けて制作を行うことは構わないが、外部有識者への謝金及び必要な経費については受託費用の中で賄うこととする。

(3) 美濃国分寺跡の紹介動画の制作

- ① 美濃国分寺跡の魅力や見どころを、分かりやすく伝える工夫を凝らした動画を撮影、編集を行い、1本の動画を制作する。
- ② 制作する動画は、3～4分間の長さとし、フルHDで高精細なものとする。
- ③ 効果的なBGMやナレーションを付加し、誰でも容易に理解できるものとする。

(4) 本業務広報用チラシの制作

- ① 本業務の概要説明や使用解説を紹介する一般配布用のチラシを制作する。
- ② 用紙はA4判・両面カラーとし、5,000部の印刷も行う。
- ③ 制作したチラシデータは別途PDFファイルで納品する。

## 6 本事業のシステム要件

(1) 動作対象機種

iPhone 端末、Android 端末の2機種、スマートフォン・タブレット端末とする。

(2) 対象OS

iOS13以上及びAndroid7以上。

- (3) 本委託契約終了後、システムの改ざん、不具合等、情報セキュリティ上の脅威が発生したときには、直ちに市に通知するとともに、遅滞なくその詳細な状況を書面により市に報告し、事務処理等に関する今後の方針案を提案の上、速やかに対応を行う。

## 7 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。

(1) デジタルコンテンツデータ

DVD形式等の記録媒体

(2) 操作手順書及び運用手順書

コンテンツ及びシステムの操作・運用方法をまとめたマニュアル等ドキュメント

(3) その他

市が指示する関係書類一式

## 8 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について市と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時まで市に提出する。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、成果物を添えて完了報告書を市に提出する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を市に連絡し、その指示に従う。
- (4) 本業務で得られた著作物等の成果等（著作権含む）については、市に帰属するものである。また、第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは受託者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
- (5) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、市と協議し、その指示に従う。
- (6) 次年度以降の保守内容と費用を明確にし、費用においては安価となるよう提案する。